

細河地域活性化拠点づくり及び活性化事業推進支援業務（その1）委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

本業務は、減衰しつつある農園芸及び地域振興の打開策として、園芸や農業、自然、環境を主なテーマに据え、そこにAIやIoT等の先端技術を活用した生産・流通・販売のシステム（フィールドイノベーション）の確立、人材育成の場の創出、そして、「細河園芸センター」の今後のあり方として、この地域の主産業を最前線で支え、地域内外の交流の場にもなる観光・交流拠点の設置・運営を官民一体（PPP）で取り組むことで、大阪北部における地域再生のモデルの一つとなることをめざすとともに、持続可能な都市近郊農村地域の新たなモデルとなることをめざし、各種調査の実施及び各種計画の策定、会議体の組成（参画事業者のサウンディング、選定も含む）及び運営、推進体制の構築等の必要な事業支援を一体的かつ総合的に実施する事を目的とする。なお、本業務は地域再生計画の認定による、地方創生推進交付金を活用した3ヶ年事業の1年目にあたる。

これらの支援業務の委託に際しては、価格のみならず、企画提案力、専門性、実績等を考慮することにより、豊富な経験と高度な専門知識を有する、総合的な支援が可能な事業者の選定が必要であることから、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 細河地域活性化拠点づくり及び活性化事業推進支援業務（その1）
- (2) 業務内容 別紙業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 見積限度額 25,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 令和3年度の池田市入札参加資格者名簿において、測量一般及び都市計画の業種で共にBランク以上に登録されている者であること。共同企業体の場合、代表構成員は令和3年度の池田市入札参加資格者名簿において、測量一般及び都市計画の業種で共にBランク以上に登録されている者であることと、第二構成員は令和3年度の池田市入札資格者名簿において、測量一般もしくは都市計画のどちらかの業種でBランク以上に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていないものであること。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (6) 公共施設や各種拠点施設（開発、運営事業体を含む）の形成に向けた調査・分析などの業務、複合施設の整備や開発に関する基本構想及び計画に関する業務実績を有すること。

- (7) 建設コンサルタント登録規定による「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
また、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (8) 管理技術者に技術士（建設部門及び農業部門）の両資格を有する者を配置できること。照査技術者に技術士（総合技術管理部門：建設 - 都市及び地方計画、建設部門：都市及び地方計画又は農業部門）、一級建築士のいずれかの資格を有する者を配置できること。また、調査担当技術者に測量士の資格を有する者を配置できること。基本設計担当技術者は、一級建築士又は一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。これらの職務に当たる者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある社員であること。

4 スケジュール（予定）

公募の開始	令和 3 年 7 月 1 日（木）
質問事項の提出期限	令和 3 年 7 月 7 日（水）17 時まで
参加表明書等の提出期限	令和 3 年 7 月 13 日（火）17 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 3 年 7 月 20 日（火）17 時まで
審査日（プレゼンテーション）	令和 3 年 8 月 2 日（月）
結果通知	令和 3 年 8 月上旬頃
契約締結	令和 3 年 8 月中旬頃

5 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

【参加表明書等（令和 3 年 7 月 13 日（火）17 時まで）】

- (1) プロポーザル参加表明書（様式－1）
- (2) 会社概要書（様式－2）
- (3) 業務実績書（様式－3）
- (4) 公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無（様式－4）
- (5) 会社概要・パンフレット等

【企画提案書等（令和 3 年 7 月 20 日（火）17 時まで）】

- (6) 業務実施体制（様式－5）
- (7) 技術者業務経歴（様式－6）
- (8) 企画提案書（任意様式 A3 サイズ横型片面印刷 3 枚以内 ※1）
- (9) 業務スケジュール（任意様式 A3 サイズ横型 1 枚）
- (10) 業務見積書（任意様式 ※2）

※1 企画提案書は、仕様書に基づき 3 ヶ年の一環した企画提案とすること。ただし、3 ヶ年の企画提案をベースに毎年度ごとに契約するものとし、契約時に随時見直していくものとする。

※2 業務見積書は、令和 3 年度業務のみを添付するものとし、仕様書における各業務内容に沿って、見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた金額）の内訳を明記すること。

【質問事項（令和 3 年 7 月 7 日（水）17 時まで）】※質問事項がある場合のみ提出

- (11) 質問書（様式－7）

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 3 年 7 月 7 日（水）17 時まで

(2) 提出方法

上記5の(11)を用い、電子メールで下記メールアドレス宛に提出すること。

メールアドレス：t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(3) 質問に対する回答

令和3年7月12日(月)17時まで市ホームページに掲載する。ただし、簡易な質問については、市ホームページに掲載せずに、質問受付の日から2日以内(休日を除く)に電子メールで回答する。

7 参加表明書等の提出

参加予定者は上記5の(1)～(5)を提出すること。

(1) 受付期間

令和3年7月1日(木)から令和3年7月13日(火)17時まで

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参、郵送(受付期間内必着)

(4) 提出場所

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号
池田市 まちづくり推進部 都市政策課

8 企画提案書等の提出

参加予定者は上記5の(6)～(10)を提出すること。

(1) 受付期間

令和3年7月1日(木)から令和3年7月20日(火)17時まで

(2) 提出部数

各10部

(3) 提出方法

持参、郵送(受付期間内必着)

(4) 提出場所

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号
池田市 まちづくり推進部 都市政策課

9 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、3ヶ年の事業全体について、提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき総合的に審査及び評価を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加事業者を、優先交渉権者として選定する。なお、同点の場合は、評価項目(企画提案内容)の点数が高い者を、優先交渉権者とする。その上で評価項目(企画提案内容)の点数についても同点の場合には、評価項目(業務実績)の点数が高い者を優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た参加事業者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。また、参加事業者が3者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う事業者を3者程度に選定し、参加事業者が1社の場合でも当該企画競争は成立する。

(2) 評価項目及び配点

別表のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

参加者に対し、選定結果は文書で通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けないので、あらかじめ了承すること。

(4) 選定結果の公表

選定結果については、本プロポーザル手続の完了後に市公式ホームページで公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日 時：令和3年8月2日（月） 時間未定

場 所：池田市役所 庁舎内

※日時、場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

(2) 実施時間

企画提案の持ち時間は準備・撤収を含めて40分以内、質疑応答を10分以内とし、1提案者あたりの合計時間は50分以内とする。

(3) 機材等

市は、プロジェクター及びスクリーンのみ用意するため、その他プレゼンテーションに必要な機材は、参加者で用意すること。

(4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。また、出席者はプレゼンテーションを行う者を含め3名以内とする。

11 契約について

契約は単年度毎の契約であるが、初年度を含む3ヶ年の継続事業として随意契約を締結することを原則とする。ただし、履行状況が良好でない場合はその限りではない。また、本市において令和4年度予算及び令和5年度予算が成立しなかった場合、もしくは国において地方創生推進交付金の予算が成立しなかった場合はその限りではない。

契約内容及び仕様等については、採択された提案を基に、市と詳細を協議するものとする。なお、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 上記3の参加資格の要件を欠いた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに関して参加者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に対し請求す

- ることはできない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ文書で通知すること。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 市は、提出書類を参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (8) 市は、選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (9) 市は、本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1.4 問い合わせ先

池田市 まちづくり推進部 都市政策課（担当：南淵、中川）

電話 072 - 754 - 6262（直通）

FAX 072 - 752 - 6572

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(別表) 評価項目及び配点

評価項目	審査内容	配点
業務実績	・会社として、拠点（開発、運営組織）の形成に向けた調査・分析などの業務や複合施設の整備に関する基本構想・計画に関する業務実績があるか。	10
実施体制	・業務を遂行するための人員が配置されているか。業務責任者（業務全体の統括責任者）が拠点（開発、運営組織）の形成に向けた調査・分析などの業務や複合施設の整備に関する基本構想・計画に関する業務実績があるか。	15
企画提案内容	・本業務の目的や趣旨について、高い理解度があるか。(15点) ・対象地域の状況や課題について、理解・整理をされているか。(10点) ・仕様書に基づく提案がされるとともに、独自性や創意工夫が高い内容となっているか。(15点) ・提案された内容について、効果的かつ実現性がある提案となっているか。(20点)	60
プレゼン能力	・提案内容の明確な説明や質疑に対する的確な回答がされ、資料についても理解しやすいものとなっているか。(10点) ・見積額について、提案された内容に見合った適正な見積となっているか。(5点)	15
合 計		100